

**岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会**  
**第 7 回 委 員 会 議 事 録**

日時：平成19年8月27日（月）

13：30～16：20

場所：岐阜県議会 西棟 第1会議室

司会

定刻となりましたので、只今より「第7回岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を開催いたします。

本日進行を勤めさせていただきます、私、廃棄物対策課の永田でございます。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、委員の異動についてご紹介させていただきます。

今回の会議から、西寺前市長会長のご後任として森真市長会長に、また、谷口前岐阜県町村会長のご後任として、稲葉貞二町村会長にご就任をいただいております。

なお、ご都合により、お二人とも本日の会議はご欠席とのご連絡をいただいております。

また、本日ご出席の委員及び事務局のご紹介は、お手元の出席者名簿をもって代えさせていただきます。

なお、守富副委員長からは、少し遅れるとのご連絡をいただいております。

<配付資料確認>

なお、本日の会議は公開としております。

傍聴希望者が6名あり、予め委員長の了解のもと、入場していただきましたことを、ご報告いたします。

<注意事項説明（携帯電話の使用禁止、私語の禁止）>

本日の委員会は午後4時の終了予定でございます。

それでは、堀内委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは皆さん、今日は第7回目の委員会ということで、お暑い中集まっていただきましてありがとうございます。今回の委員会の検討の中で、この1、2ヶ月間に大変精力的に本件に関わるアンケート調査、意見交換会等をやっていただき、また、事務局もその結果をまとめていただきまして、皆さんの方に資料として配られております。こういった調査に関わりましていろいろな関係諸団体、委員の方はもちろん、県の職員の方にも支援していただいたことに対しまして、ここで一言お礼を述べさせていただきますと思います。誠にありがとうございました。

それでは、早速ですが、今日は資料が豊富で報告事項だけでも分厚い資料ですので、できるだけ手際よく進めていきたいと思えます。

それでは次第に沿って、議事を進めさせていただきます。

森朴委員

委員長、ちょっとその前に一言お願いがありますが。

本日、市と町村の代表の委員が欠席されておられます。個人としての出欠というのはご都合等ございますので、お互いにやむを得ない場合があるかと思えます。ただ、昨年度の一年間も、市と町村の代表の方はいずれも非常に欠席が多かったと記憶しております。これは、県に、委員選任の際に、非公式に申し上げたことなんです、この議論が広く県民とそれぞれの立場を代表する方々によって構成されておりまして、とりわけ、今後の議論において県が政策を進めるに際して、非常に重要な会議であると理解しておりますので、市又は町村の代表者の方は、欠席をなさるのであれば、十分に議論を尽くしていただきまして、それぞれの団体の中で、この委員会に対して意見あるいは要望をお出しいただくようにあらためて県にお願いをしていただきたいと思います。

委員長

ありがとうございます。この件に関しては、前回、その前でしょうか、その時も、これからは休まれるときには、それに関する意見などを文書の形で出していただくか、連絡していただくということをお願いしたいと私も委員長の立場でお話ししたと思うのですが。まさに今、森朴委員から出てきた案は当然のことでありまして、今日出た委員の意見を、是非事務局から連絡していただいて、その対応をきっちりとしていただきたいと思います、委員長としてそのようにお願いしたいと思います。

事務局

はい、今お話しいただきましたように、事務局としてもきっちり対応して参りたいと思えますのでよろしく申し上げます。

委員長

それでは、第6回の議事録から説明していただきたいと思います。

事務局

<報告資料集 資料1-1、1-2の説明>

委員長

資料の、「リサイクル認定製品の状況」というのがありますが、26ページです。これは品目を分類別に整理してありますが、一品ずつであれば、もっとたくさんになります。議事録と堀委員からの意見に対応する資料の提出ということで、ご覧いただいて、よろしいでしょうか。

続きまして、守富委員がまだおられないので、順序を換えさせていただきます。報告事項の二つめがワーキンググループの開催結果ということでしたが、守富委員がちょっと遅れるということで、次の3番目の方から先に進めさせていただきます。これは「関係者からの情報収集の実施及び結果について」ということです。報告をお願いします。

事務局	<報告資料集 資料3、4の説明>
委員長	ありがとうございます。例えば回答者の基本情報で、31ページですか。事業者の規模などは、中小企業が93%ということで、これを中心に考えなければいけないなと思いますが、「小規模」の中に「零細」も含まれているわけですね。零細というのはわかりますか、定義はどうでしたか。
事務局	アンケートの選択肢の中では、「大規模」、「中小規模」、「小規模」という回答を用意しています。大規模については資本金3億円を超える又は従業員は300人を超える、中小規模は資本金3億円以下又は従業員300人以下、小規模というのは、従業員が20人以下のものとして、それぞれ分類してお答えをいただいております。
委員長	「零細」というのはどうですか。
事務局	この中では、分類をしておりません。
委員長	零細というのは何人ぐらいを分類されていますか。例えば、家族でやっているとか。
事務局	従業員20人以下に「零細」が含まれるということになります。
委員長	<p>区別は、難しいということでしょうか。情報を得るのは。一応その中に含まれているということですね。はっきりは区別できないと。いずれにしる、中小企業が主たる位置付けになるというのでよく分かりました。それから、事業者の主な業種が建設業がかなり大きいということがわかります。このようにまとめていただきました。</p> <p>次は、今のところは、アンケート調査でしたが、アンケート調査を補完する立場から意見交換、各対象、住民側あるいは処分業者側と、そういった人たちに対する意見交換会を催しております。</p> <p>資料の5は、意見交換会の状況ですが、住民側に対してと言いますか、このことについて、そういったことについての話合いの内容をまとめていただきました。当日司会していただいた兼松委員から報告をお願いしますでしょうか。</p>
兼松委員	<報告資料集 資料5により説明>
委員長	<p>ありがとうございました。かなり、今後考えていくべき基礎といたしますか、重要な点がここに出てきていると思うんですね。こういったことをどのように考えて方針を出していくのかというのが大切だと思います。</p> <p>それでは、つづいて、今度は処分業者の意見交換会も同時に、この近</p>

い日にやっております。このときの委員としては森朴委員が司会をして  
いただいて、まとめていただいておりますので、その報告を森朴委員か  
らお願いしたいと思います。

森朴委員 <報告資料集 資料6により説明>

委員長 ありがとうございます。大変いろいろな項目について、深く検討し  
ていただいて、貴重な意見が出ていると思います。これらの意見を十分  
参考にして、これからまとめていく資料にしたいと思います。

森朴委員、例えば優良企業の差別化のところの話ですが、下請けを雇  
って仕事をするという企業もありますよね。

森朴委員 下請けは禁止されております。産廃の処理業の場合は、下請けの禁止  
が定められましたので、現在そういうふうにはできません。再委託の禁  
止という規定でございます。

委員長 わかりました。そういうふうにしてまとめていただきました。

今、ワーキンググループのリーダーの守富委員が席に着かれました。  
それで兼松委員と森朴委員に意見交換会を実施するに当たって、中心に  
なって活動していただいたのがワーキンググループですが、ワーキング  
グループがアンケート調査、あるいは意見交換会をするに当たって、ど  
のような計画を立てて実施に持って行ったかという点について、守富委  
員の方から説明願いたいと思います。

副委員長 <報告資料集 資料2により説明>

副委員長 最後に、今回、石井様の講演会招聘について予定しておりましたが、  
今回の検討委員会前の日程調整がつかなかったことから、次回委員会の  
スケジュールにあわせて計画したい、もし先方との調整がつけばそうし  
た講演会も設けておきたいというのが一点。それから、不法投棄問題に  
ついて住民の関心が高いので、委員会としても、ここに参加しておられ  
る委員の方々も含めて、現場というのがわかっていないのではないかと  
いうことで、委員会としても現場の状況を見ておく必要がある。次回の  
委員会終了後、委員会として現場視察の機会を設ける等々のことを、こ  
こで少し、意見調整しておいていただければと思います。

ワーキンググループの希望としては、今日の議論を規制及び支援、最  
後の委員会までに不法投棄現場を見るということ、それから廃棄物処理  
計画についてご意見をいただければと思います。

委員長 ありがとうございます。ワーキンググループで細かい内容について、  
時間的なことも考慮して段取りしていただいておりますので、審議  
に感謝しております。

そのうちの一つで、われわれ自身も、不法投棄に関することがこの委員会の中身を充実するような論議に持って行けるということで、是非そういう関係者の話を聞きたいという提案がございました。豊島の石井亨さんですか、この人を迎える調整をしたいということでしたが、今回は都合がつかなかったということで、次回でそういうチャンスを持ってはどうかという提案ですが、可能性について詳しくお話ししていただけますか。

兼松委員

はい。

住民の方々、それから業者の方々からのアンケート、それから、それぞれの意見交換会を行ったとき、不法投棄の問題はテーマになっておりました。不法投棄については、多くの方々は厳しく対応すべきであるという意見が多く出ていました。

それで、香川県豊島の産業廃棄物不法投棄というのは、どこの方々もご存じのように、非常に大変な状況の中で島民が努力して県内を含めて説明会をして歩いた。そういう中で、公害調停が成立して、今、撤去が行われている。そういう状況の中で、石井亨さんは、住民側の代表的な存在として動いていらっしゃいました。まず豊島の不法投棄の実態、それから住民の取り組み、それから再生に向けた現状のことも伺いたい。それと同時に排出者側、処理する側、行政側、住民側、どのように不法投棄に関わってきたのか知りたい。それからどこがどのようにすればあの事件を防ぐことができたのだろうか。不法投棄を防ぐために住民ができる対応とか、住民と行政との連携等を豊島の教訓の中から学ぶことができるのではないかと思います。

委員長

ありがとうございました。そういった趣旨で、是非講師として石井さんを次回、招聘したいということですが、そういった方向で行きたいと思うのですが、どうでしょうか皆さん。事務局の方は準備は、手続きはできますでしょうか。

それから、もう一点、守富委員から出ました、東濃方面のそういった関連の現場視察、これも適当な日を選んで視察に行くということで、調整していただけますか。

事務局

委員会の方でそういう結論が出れば、私どもとワーキンググループの方とお話をさせていただきながら、調整させていただきたいと思います。

委員長

提案ですけど、前回、いろいろなりサイクル関係の視察をやりましたよね。あれは、大変われわれ現場に出て参考になったと思うんですね。同じようなことを、こういう廃棄物不法投棄についてもやった方がいいと思うんですね。委員の方、それでもしよければ、事務局の方で調整していただくということにしたいと思います。どうでしょうか、もしどうしても出れない、都合が悪い人は、出られないということで。

兼松委員	是非お願いしたいと思います。
委員長	それでは、事務局の方、調整していただくということで、一つよろしくをお願いします。二点になりますが。
事務局	わかりました。
委員長	<p>そうしますと報告事項はこれで終わるということにしたいと思います。それから、先ほど守富委員から、委員会の年次計画、第7回を「規制」と、第8回を「支援」と「給付」を時間的にどうしても両方やった方がいいだろうというご提案でしたが、それも念頭に置きながら、次回以降考えていかなければいけないなと思っております。それでは、議事の方に入っていきたいと思います。</p> <p>それでは本日の議事に入らせていただきます。前回委員会におきまして今回のテーマは公共関与の3つのタイプのうち、規制型について議論を行うということにしております。そこで、議題1の産業廃棄物における規制について、これをあらかじめワーキンググループに設定していただく、いくつかのテーマに分けてですね、論議してまいりたいと思います。まず産業廃棄物処理施設の設置許可等における手続きの透明性確保と住民同意についての二つの項目について、これは関連が深いと思いますので、二つ一括して検討していきたいと思います。先ほどからアンケートでも出ておりましたが、あるいは意見交換でも出ておりましたが、いわゆる手続きの透明性というものと、住民同意というもの、二つのキーワードですね、これについてのそれぞれの項目、課題についてですね、論議してまいりたいと思います。まず事務局の方から資料の説明をお願いします。</p>
事務局	<議事関係資料集 資料1-1、1-2、2-1、2-2の説明>
委員長	ありがとうございました。資料の1-1と1-2は、これは規制の内、いわゆる透明性確保についての評価ということでいろいろアンケートされたものでございます。それから資料の2-1と2-2は、これは住民同意に関するアンケートでございます。これもまとめていただきました。この資料を見ていただいて、ご意見をお伺いしたいと思います。どのように透明性をもっていくのか、あるいはどのように住民同意をですね、きちんと定めていくか、そういう方策等についてですね、ご意見をお伺いしたいと思いますが。田辺委員、いかがですか。どちらからでもいいですよ。1でも2でも、透明性でも住民同意の方でも。
田辺委員	先ほどの手続きフローを見ながらちょっと思ったんですけど、県の方で実際に知る機会があるってのは、事前の協議のところからっていうふ

うにお聞きしたんですけれど、その前のところは業者の方と住民との説明会というところで始まるんですよ。その状態のときに住民の方がどこまで説明をきちんと理解できるのかなっていうのを今考えていたんですけれど、その辺はどうなんでしょうか。

委員長                    どうでしょうか。これはどなたに説明してもらったらよいんでしょうかね。事務局がわかりますか。どの辺りまで説明されているのかな。今、説明会のところでですね。

事務局                    今のご質問に対しまして、このフロー図に書いてございますような、条例22条の計画内容の周知があって、その後事前協議が行うパターンっていうのは、開発業者の方がですね、事前にこういう施設を作って、このようにやっていきたいという地元優先的な形でお話を進めるケースでございまして、そうした場合につきましては事前協議の段階で、われわれにもこういう話し合いを持ったということは伝わってきますけれども、その話し合いが行われている場合につきましては、まったく知り得ないという状況でございます。また事前協議を最初にやられまして、そして地域の方へ計画を周知するケースもございまして、事前協議を受けまして、同意を必要とされた場合に、その同意取得にあたりまして計画を周知するケースもございまして、その事前協議以降でございますと、どのような計画周知をされたかということ把握できるんですが、前の段階につきましては、後から事後で聞く、という形でございます。以上でございます。

田辺委員                    ちょっとはっきり私の中でわからないんですけど、例えば大きい事業所だったらきちんと、手続きをとってやられるんじゃないかと思うんですけど、小さい事業所だと、知らないうちになんか業者が入り込んできて、いろんなこと、開発も含め始まっているというのが結構あるようなんですね。それがつまり不法投棄の原因とか不適正処理をする業者になるんだと思うんですけど、その辺のところでもう少し説明会がきちんとされてたら、事前にそういうことがわかっていたら、住民もきちんと参加できていたんじゃないかなっていうのは思ったので、今お聞きしたんですけれど。

委員長                    その場合は対象となる地区の近くの直接、あるいは近隣の住民は当然でしょうけれども、自治会とかを通して説明会、そして業者の方も説明されるんじゃないですかね。それともまったくされないんですか。

事務局                    私どもが申請書等を見せていただくにあたりまして、業者の方は地元の自治会、自治会長さんでございまして、役員の方々、そういう方々に一度話をされ、その中でどの地域に、というような形でお話されるというケースもあるということで、まずはまったく知らない土地等であっ

た場合につきましては、どこに話してよいか、という業者の方もわかりませんので、そうした方で情報を得ているようなケースもございます。

森朴委員

おそらく県も市町村も実態を全然ご存じないと思います。何でかという、計画内容の周知というのは条例の22条で決まっている、第1項で決まっている、「許可を受けようとする者、届出をしなければならない者は関係住民に説明会を開催等により、計画内容の周知を図らなければならない。」2項の「市町村長から説明会の開催要請があった場合は誠実に対応しなければならない」といって、事業者には義務は課してありますが、県の側の監視体制はまったく無いということ。それから、関係住民等というふうにしてまして、後の同意を得ることは関係自治会または隣接地所有者、使用権原者だとか、法的な確定できるものですね、前段の「関係住民に説明会の開催等により、」と書いてありますが、関係住民とは誰を指すか不明瞭ですし、正直に言って、実態はまったく県は分からないんじゃないでしょうか。逆転してみますと、事業者ももう、本当に個別に差がありまして、最初に当然、地権者で自分が元から持っていた土地が無い限りはですね、初めて買う場所の土地であれば、その地権者から譲り受けるに際してですね、すでにその辺りはどうかという情報をとって、買うか買わないかの決定をされていきますから、極端な場合はここで同意が可能かどうか、見定めなければ買わないということになります。この辺の手続きは実は、県はこの条例の「～ねばならない」が何のためにやっているのか、事業者から見ればまったく判然としない。何か文句言われてきたときに、事業者がやらなかったというだけのためとしか思い様がありません。非常に厳しいことを言って申し訳ありませんけれども。

ついでですが、説明会の開催要請がここに入ってますが、関係市町村長はどこで知るんだ、この関係説明会の開催を要請するのはどういう手続きでこうなるのか全然分からないんですよ。この順番どおりに事が運ぶ理由が分からないんですが、条例を見て、事業者はですね、あ、こういうことを説明せないかんのかと思うのか、事前協議でいって、こういうことをやりなさいよというのか、事業者はこのフロー、このフローって県が公布しているフローですね、今。

事務局

このために作ったものです。

森朴委員

違う、作ったのですね。そうですね、こういうのは見たことが無い。事業者が許可をとろうと思っていくと、こういうのはぜんぜん違うものを見せられて、こういうフローじゃなくて見せられますよね。やるべきことの。それにはこういうふうを書いてないわけですし、こういう流れになる場合もあれば、ならない場合もあって、田辺委員がおっしゃったように、全然トラブルになったから地域住民が知るべしってフローがあって、いろんなケースが過去あったと思います。やはり明確な手続き

フローを、誰が見ても。任意で勝手に、自分の責任とかなんかでなしに、事業者が、将来トラブルになったらいけないから自分たちでやろうという手続きはどういうふうに変わっていてもいいんですが、手続き論的に県が計画内容の周知を義務付けてるからこういうふうになって言うのはちょっと違うんじゃないのか、と思います。

委員長 開発をする時とか、そういう施設を作るような時の規制という立場から話をしておりますが、そのときにどうしても守ってもらわなければ透明性が出ないよというような、そういうところの話をしているんですが。今の話ですと、いろいろだということですよ、森朴委員。住民との話し合いの中では決まった道筋というのがない。

森朴委員 いや、県が定めてないというのが実態だということです。少なくとも地域住民との間にどのような手続きによって、どのような内容を周知しなければいけないかというのは定められておりませんので、トラブル起きたらお前のせいね、といわれているだけという認識だけです。

委員長 これはちょっと、どうですか。

兼松委員 県がやっている方法は、事業者から計画が出てきて、それをこういう計画があるのでまず県に相談がいく。それから県はそれじゃあ、この市町村長に説明してきてください。それから要綱にあることを満たしてきてください、というフローになるんじゃないんですか。

事務局 県に最初にくるのは事前協議の段階ですけど、計画する時には、地元で同意が取れるかどうかというのが当然、必要であることがわかっているんで、事前協議が手続き的には最初ですが、ケースバイケースで県に対して、それよりもずっと前から相談もあります。また廃棄物処理法だけの手続きだけでなく、いろいろな開発についてはそれ以外にもたくさん法律をクリアしなければならぬのがありますから、これより前の段階で県が知り得ることもありますし、今言ったように規模によっては事前協議で初めて知るようなときもありますけど、今一番、森朴委員が言われるように、県がちょっと無責任といわれるのは、多分、事前協議が出てきた段階でそれまでに当然、こういった、条例にこういうことが書いてあることに関して、県は関与しないわけです。ただ、業者側からしたら、多分そこで一番辛いのは、設置許可の申請で来たときに県はここで地元の同意がないと受け付けませんと、同意がないと許可できませんということを、この事前協議の段階で言うわけですから、そうすると当然業者の方はその時点で、その地元の同意が取れているか取れてないか、説明会をやって、皆さん納得していただいているかどうかを県としては当然今までもやっていただけておるとか、今後事前協議することをだんだんしていく以上は、そういうことをしていないとなかなか前に

進めないってことは県が当然のこととして要求していることだと思います。ただ、その計画を県が知る段階は千差万別です。

小林委員

すみません。

委員長

小林委員、どうぞ。

小林委員

例えばですね、私が産廃処理施設設置予定地に住んでいる住民になったとして、多分そのとき聞いた時点から、初めていろんなことを聞きたいと思うんですね。で、聞きたいと思ったときに説明会があやふやな感じだと、何が聞きたいのか分からないわけですよ。業者の方はとても詳しいので、こうなだけどって言うと、自分はだまされやしなかって思う。すごい不安との両方なので、例えばですけれども、ワーキンググループのヒアリングのときにも少しお話したんですが、何が聞きたいのか、聞けるのかって言うことをいろんな立場の方たちが集まって、一度そういう説明会のガイドラインみたいな物を作らないと、やはり聞くことが分からない。で、ここの部分が説明会の中で、業者がすばらしいことばかり言ってるんだよっていうふうに思う人もいるかもしれないし、施設が来ると聞いた時点からものすごく反対でいらっしゃる方もいるかもしれないので、その部分をうまくするためには、やはりその同意を、後々の同意のことを考えてするためには、何か説明会の要綱みたいなものを一つ決めていく必要があるのではないか、2度目のワーキンググループの住民の方のお話を聞きながら、事業者の方のお話を聞きながら、すごく思いました。それで、事業者の方たちは、自分たちが何を説明すればいいかっていうことは分かってらっしゃるんですが、私たちが聞きたい部分とは、そこと少しずれている部分がありました。住民の方は、あれも聞きたいこれも聞きたい、こうなだけど、聞いたとしても、全然精査ができていかない。住民は出来る処分場に対しての知識が何もその時点には無いということが、みなさんの話を聞いて思いました。

委員長

いかがですか。どうぞ。

兼松委員

まず県が今、事業者の方に渡してらっしゃるって言うのは、フローがあって、それはホームページを見れば出てくるよって言うことなんだと思うんですけども、一応、オフィシャルなものとして、県から出していらっしゃるフロー図を出していただけないですか。

事務局

私どもが施設等を作りたいとかって、こちらの方に来ていただいて相談するときにお見せするフローって言うのは、基本的な流れはこれなんですけど、この中に例えば要綱で使用前検査の届出を出してくださいとか、そういう細かい手続きの流れが書いてあるものでございまして、基本的

な流れといたしましては本日お示しした資料と特に変わるものはございません。また、そういった資料を出せということでございますれば、提出することも全然問題なく出ささせていただくことが出来ます。

森朴委員

一般に公開された資料は無いですね。

事務局

そうですね。みえたときに、こうこうこういう流れで要綱、条例、法律が係わってきますという流れのものはございます。それと今回の表は条例の22条、23条っていうものをここに入れたがためにですね、このような流れになってしまいましたけれども、私どもが出しているものにつきましては、要するに事前協議から始まっている流れのものがございますが、そうしたものは次回にでもご用意させていただくことが出来ます。

委員長

どうぞ。

田辺委員

すみません、県の方にお聞きしますけど、その事前協議のときに、例えば住民同意をされた、説明会をされたときの、どういうことを説明されて、どういう住民の方の意見があったとか、そういう議事録みたいなものあって、もらっていらっしゃるのでしょうか。それがまったく無い状態で、ただ同意しましたって言われるだけ、説明会しましたって言われるだけでは、説明会で住民がどのような意見を聞き、どういうことを同意し、この許可が得られたのかってことがまったく分からないんですけれども、これはどういうふうにして県の方は把握していらっしゃるのでしょうか。

兼松委員

それに付け加えて、基本的なところで、県は同意を取ってきたというふうに認めるときは、要件は何でしょうか、具体的に県が確認すべきもの、例えば、田辺委員が言われるように住民説明会を何回やってきました、何人参加されました、報告書がありますということで、区長さんの印鑑があるとか、そういうことなんでしょうか。それとも、そういうこととは別に、区長さんの公印、公的な区長さんの印鑑と、それからお名前という、そういう言うものなんでしょうか。

事務局

お答えします。関係市町村長から同意を得るように求められた関係自治会の範囲を私どもも指定させていただくということで、〇〇自治会というような形で同意を取っていただきたいというお願いを事前協議の時にさせていただきます。そうしますと条例によりますと届出、法律によりますと許可申請という手続きをとるわけでございますが、そこに添付されるのは、同意書というものが添付されます。これは特段決まった雛形はございません。例えば、誰々が何処何処で産業廃棄物の処理業を営むことに同意しますとかですね、法施設を設置することに同意します。

期日を書いてございまして何々自治会長というような形で、公印がある場合については公印を押しておみえでございまして、公印等が無い自治会等につきましては自治会長誰々という形で御自印を押して出していただくと、そういった同意書をもって、同意が取れたと判断しております。

委員長

堀委員、どうぞ

堀委員

これ、結論というか、対策のほうになるのかも知れませんが、今お聞きしたところによると、要するに県の事前協議に上げる前に、とにかく地元同意をとって、同意書を添付しなければならない、というのが基本ですね。ところが、皆さんお分かりと思いますが、産廃施設の設置者と地元住民というのは、はっきりいって利害が相反するものです。その利害が相反するもの同士が、間に何も入らずに、いわば行司役なしで直接話し合いをするのでは、合意は非常に難しいと思うのです。先ほど誰かがおっしゃっていたように、お互いに不信感があったり、片方は分かっているけれどももう片方はわかっていないとか。産廃施設は一般の住宅団地とか商業施設とは、ものが違うのですね。

これは、制度上大きな欠陥があるのではないのでしょうか。行司役なしで話し合いをさせて、そしてとにかく結論を出したものを持ってきなさい、ではなかなか先に進みにくいと思います。行司役が、県であるのか市町村であるのか、又は第三者機関であるのか分かりませんが、とにかく必要です。今の形を何とか考えて変えていかないと、先に進みにくいと思います。

委員長

後藤委員、どうですか。

後藤委員

住民の同意ということで、ちょっと抽象的なふうに私は思うんですが、街中では産廃の処分場なんてことは到底考えられませんが、田舎へ行くと、ちょっと前の話ですけど、手前どもの現状は今、寿和さん辺りにご厄介かけとりますが、以前は独自で私どもが処分場を探しに行ったこともあったわけですが、いわゆる町内会長が一番権威者なのか、あるいは地区長って言う人がおるんですね、田舎に行くと。それはどういうふうで決めてあるのか、私は分かりませんでしたけれども、それじゃ、どなたの采配で地区住民に集まっていたらいいのかどうか、これが非常に不明確であったということがあります。ですから、逆に言うと、誰々を集めて、集まってもらって、指示でやって、あるいはサインをもらって来いと、というようなことになってないと、なんかちょっとそこのところがですね、大変困ったことが過去にはございました。最近はどうかは知りませんが、大分行政のあり方が変わってまいりましたので。そんなことをちょっと今私は思いながら、自分が過去に経験したことで、そんなことをちょっと思い出して、今、申し上げておるんですが、それよりも、今現在はかなり細かく区分されておるんで、

そういう点はよいかとも思いますけれども、そんなようなことをちょっと私、今、考えておったところですけども。

委員長

ありがとうございます。加藤委員、どうでしょうか。

加藤委員

前にもこの場でお願いした支援というか、枠に入るんですけども、このフローを見させていただいて、設置者のところですね、私どもは業を為すわけではない施設を作りたいなと思うと、15条ですかね、ここに抵触する。これを進めるにあたって、地域住民の方の同意を得なければいけない。これが業を為さない事業者にとって、非常に難しい扱いになります。具体例が無いものですから。事業者側から考えると、コンサルタントみたいな人に入ってもらわないと多分進まないかなと思います。一事業所でこういった住民の方の同意を求めて、得られるって言うのは非常に困難かなと思います。事業者にも寄るでしょうけれども、一自治会で済めばよろしいでしょうけれども、幾つもの自治会が重なり合った土地であるならば、非常にここが難しい。前にもお話ししましたが、こういった手続きを支援していただければといった意見も述べさせてもらったんですけども、やることはわかっているんですが、なかなかクリアできないと、その先が進まないということになるかと思います。確かに地域住民の方の同意は必要だと、私どももこう思っておりますが、やはりこういった支援が無いとうまくいかないかなと。一方、この下段に環境保全協定とありますね。この辺はですね、町、市町でも、公害防止協定を結んでますので、ここでは綿密な事前資料提出から説明から合意といった手続きがございまして、そこには県の関係の、表現は悪いですが出先機関である地域振興局とですね、知識を持たれた方も一緒に出させていただいて、協議が出来るんですけども、地域住民の方の同意を得るとなると、専門的なこととお話ししても、なかなか理解を得られないかなと、そういう意識を持っておりまして、その辺をもう少しクリアにさせていただければと思ってるんですけども、どちらかという私どもは排出事業者の枠に入るんですが、手続きは知ってますが、それじゃあどうしようかという最初に、こういった計画があれば相談に行くんですけども、やはりこのフローでいくと、地域住民の合意を取ってくださいなと言われてしまうと、そこで足踏みをしてしまうことになります。ここを何とかスムーズに動くような雛形を作っていただければ非常によろしいかなと思います。私どもは決して「業」というわけではなくて、何とか廃棄物を少なくしたいという、そういったこともなかなかうまくいかない法律かなと、実感でございます。

委員長

ありがとうございます。事務局側にお伺いしますが、いろいろ意見出ましたけれども、設置者も住民も共に信頼しあった中で、その地域にとってプラスになるものであれば、両方ともうまくいくわけです。そうするためにはどうしたらいいかということを確認するために、その透明性

と地域住民の同意が必要だということになっているんです。それを例えば、いろいろ意見が出ましたけれども、これまで事前指導をやっているときに、自治体あるいは地権者の人たちと話し合ってくださいというだけじゃなくて、こういうような点が問題になりますよというのが、今までの事例から出てきていると思います。業種によって違いますが、少なくともこういうことが住民側としては言われるのでしょうか、また、設置側としては少なくともこういうことが自分たちの意見できちんと説明すべきでしょうといった、その辺のところを整理したものが無いという意見が出ていたように思うんですが、どうですかね。

事務局

まさに今までご批判がありましたのですけれども、いわゆる地元に対する説明会等に対して、県が間に入って調整するような制度がありませんでした。ですからそういうことも含めて、検討委員会で、廃棄物処理をいかに適正にやっていくかと、公共関与をどのようにやっていくかということを検討していただくわけですから、そういうことを議論していただいて、県としてもここはこういうふうに変えろとか、条例を作るとか言う制度を、今度県が検討していかなければだめだろうというふうに思っています。業者がここでこういうことを計画をしている段階で、許可権限者である県が間に入ってやるべきかどうかという議論も、また一方ではあるかと思しますので、最初から県が間に入って地元説明会をやることの良し悪しというものも、当然議論としてあると思います。それから、委員からも話がありました自社処分のものについてですけど、業の許可と、いわゆる廃棄物処理の業としてやっているものに対する施設の許可の同意ってということと、自社処分といまして、自分のところで工場をやってみて、そこで出たごみを工場の敷地内で処理するというのとは、許可に対して同意を取るようには、そこまでは要求してないはずなんです。例えば最終処分場なんかを自社処分する場合なんかは業の許可と同じように、業としての同じような地元同意を求めていますけれども、例えばそこで破碎するとか選別するとかいったような施設について、自社処分、自分のところで出たごみを自分のところの敷地内で処理するってことに関しては、そこまで、住民同意は求めていないような要綱になっているはずなんです。

委員長

はい、どうぞ。

兼松委員

資料の2-1、6ページなんですけれども、住民同意の規定とその範囲ってこの変遷が書いてあります。平成2年に要綱が作られた時には、「最大限努力しなければならない」とする義務、努力義務を課した。それで平成5年の4月の改正で「同意を得なければならない」とする義務を課した。その時の範囲は別として、ここで言っている、平成5年の改正の時に言っている事は明確なんですね、ある意味で。今よりももっと明確で、ゴシック体で書いてあるところで、「関係市町村から同意を

得るように求められた関係自治会または、計画地周辺の関係地域住民、及び事業場の代表者または責任者の3分の2以上のものとする」と、同意を取っていらっしゃるということがあったり、それからさらに住民説明に最大限の努力、住民が環境保全に係わって、いろんな要望を出してくる、それに対して最大限の努力をもってそれに応えなさいと、ということが明記されています。「施設設置者は地域住民から施設等の設置にかかわる説明等の要請があった場合は積極的に説明会を開催し、地域住民等の環境保全に係る要望等を最大限に取り入れなければならない」、ということが割と明確で、その範囲、300メートルでいいかどうかは別にしてね。

森朴委員

300メートルは遮断型。

兼松委員

管理型は入って無かったですか。

森朴委員

放流水は1キロ。

兼松委員

最終処分場にあっては300メートルなので、この範囲が適切かどうかは別にして。しかも事業所とか住民、世帯主の3分の2という数があって、なぜここまで明確だったのが、こういうふうに変わってきたのか分からないんですけども、明確にする必要は当然にあると思います。要綱に従って県は事業をやっていくし、業者の方もそれに縛られるのですから、きちんと明記していただかないと、住民にとってもやっぱり手続き的にも分からないとこういうことになると思います。

委員長

意見をまとめるのに、もうちょっと時間がかかると思うんですね。さらに審議事項も残っていますので、議題1の二つの項目については、次回また、時間を割いてやるということにして。

森朴委員

委員長、一つだけ意見を言いたいと思います。

委員長

はいどうぞ。

森朴委員

今、兼松委員がお読みになられたこの部分ね、県が決めたんじゃないんです。当時、県が勝手に決めてきたもので意味が不明だと言うことで、私ら交渉して、明らかにせよって言ったんです。何を規制しようとしているのか何も分からないと、そういうことがあったんです。同意に関しては委員として発言をさせていただくならば、同意という曖昧行政はもう、廃止していただきたいという意見です。地域住民と当該事業者の間に合意形成がなされる必然はまったく否定致しませんし、むしろ積極的に合意形成すべきだと思います。その合意形成のためのスタンダードをどう作るかという議論をきちっとしていただきたいと思います。こ

れまでの同意というのは、このフローを見ていただくと一目瞭然で、あらためて感心したんですが、ここまでこうなっちゃうんだなと。設置者のところを見ていただくと、法施設は法の施設の法律の15条のところを見ていただく、条例については21条を見ていただくことになってますから、それに流れて条例の22条、23条となってますから、合理性があるように思いますが、22条、23条というのは比較的初期に定められた条例なんですね。これがちゃんと対応しているように見えますが、よく読むとですね、許可を得ようとするものは、関係住民に説明会の開催等により計画内容の周知を図らなければならないと書いてありますが、これは相手は誰なんですかね。ようするに関係住民とはまず誰だという定義がない。それから自治会長が嫌だと言ったら、説明会を開くのを嫌だと言ったらどうしたら良いんですかね。嫌だと言ったら誰がやってくれるんですか、この説明会は。手続きで努力義務とか勝手に業者にいろんなことばかり言っておいて、ルールが定めてなくて、行司も何とかされましたが、相撲とってるんだかレスリングやるんだかボクシングやるんだか分からない試合にお前出ろって言われてですね、トレーニングも何したらいいか分からない。さらにですね、市町村長から説明会の開催要請があった場合は誠実に対応しなければならない、誠実に対応するというのはどういうことなのか意味が不明なんです。説明会を誰が開催してくれるんですか、市が、市町村が開催していただいて、そこに出てくる義務を負わされるんなら分かりますが、市町村長から説明会の開催要請があった場合というのをどうして県が決めるんですかね。要するに自分に権限の無いことを県が決められているのではないですかと。もしそれを手続きとして決められるんなら、きちんと県が責任を持ってその場をですね、担保していただくことが必要だと。地域住民に対して説明会をなささいというのであれば、説明に対しては何を説明しなきゃいけないかをスタンダードを決めていただくべきだと思います。その細目について条例に対して要綱で定めるって言うんなら私、納得するんですが、条例はですね、一般論をやってますね、なんと事前協議の方は要綱7条ですね、要綱の7条で同意を取ってこいと言っておるんです。要するに上下が逆転で、同意を取って来い、事前協議をやって、事前説明をやって同意を取る義務があるって言うんなら、条例で定めてですね、その細目を要綱で定めるって言うんならいいんですが、ひっくり返っている。何でこうなっているか。県は認識していたからなんです。同意による規制というのは違法であるという最高裁判例がその時、続け様に出たから、条例で定めれば条例が違法だといって訴訟を起こされることを前提としてたからこういう定め方になった。指導要綱であればですね、法律上の規制を受けない、だからこういうことをやったんですよ。だから矛盾したことがひっくり返って起きてしまう。だから手続きのフローさえ、事業者が、どこで誰に相談に行ったらよいか分からないようなフローになって、現実問題の流れとまったく関係のないフローになってしまっている。一方で、この裏側でですね、不法投棄事案やなんかの場合の事例

とですね、私どもが許可業者がやっていく事例が、住民の方々からは同じようなものとして見えてしまう。私どもがやろうとすれば、事業をやろうとすれば、一番最初には住民の方々に説明をすることが最優先です。合意形成のために。そのときに何が一番困るか、説明会をどうやってやったらよいか、先ほどの後藤委員も。誰が呼んでくれるんですか、業者が呼んだら、何でそんなこと呼ぶんだ、ですよ。そういう状態があるということ、私ども20年間くらい訴え続けてきてるんです、過去。県に対しても市町村に対しても。このような現在の手続きというのは地域住民と事業者の間に紛争を巻き起こすような体制を作り上げていると私は思っております。また市町村との間にでもですね、市町村に対して責任をすべておっ被せることによって、あんたが選んだ関係自治会でしょ、だからそこ揉めたらあんたの所の責任でしょ、と。県に来るなよ、という話ですよ。県は説明会もやらない。ようやく最近、法律のですね、運用が厳しくなりました、許可申請関係の。これは全国的に見ればいわゆる同意行政のあり方をめぐってですね、同意はおかしいんじゃないですか、もっと手続きを厳しくやればいいんじゃないかというような話の中で、法律上どんどんどんどん厳しくしてきているんです。ただし法律上まだ抜けているところがあると思いますし、そういう意味合いではその部分は事業者の自助努力がもっともっと必要などころがあります。実は今日、午前中も事業者を私どもの組合に集めてですね、同意が必要か否かいう、思い切って質問しました。そうしましたらかなりの方々が必要という意見。ただそのときの同意というのは中身は何なのか、ということは、まったく今行われている同意の制度とは違うということだけ申し上げたいです。以上です。すみません、時間いただきました。

委員長

非常に貴重な意見だと思うんですね。はい。

田辺委員

ごめんなさい、すごく単純な質問かもしれないんですが、自社処分業者とこの廃棄物処理業者の違いは何なんでしょうか。ちょっと言われると、私たちが問題にしている業者のところ、自社処分ではいろんな問題がおきているんですが、その自社処分の場合は同意はいらないといわれましたけれども、どういうところで、許可がもらえてるんでしょうか。その辺の違いを教えてくださいと思いますけれども。

事務局

いろいろありますけど、いわゆる自社処分の場合は、先ほど森朴委員から話があった、よく不法投棄といわれて、自社処分、例えば自分で出たごみを自分で処理する場合は業の許可は要りません。県の何の許可も要りません。自由にできます。自分のごみを自分で処理する場合にはそういった業の許可は一切要りません。ただ、施設を作る場合には施設の規模とか大きさによって、それが当然、法律の対象の施設で許可の要るものも当然あります。でも、処分をしようとするときには、まず仕事としてやるかどうかという業の許可と、そういう施設がなければ処理でき

ないから施設を作りますよね。だからその施設については自社処分であろうと業であろうと施設の許可は要ります。

田辺委員            そしたらですね、例えば自社処分で解体業をやっているところがですね、自分のところで破碎を始めた時には、それは許可が要るってことですか。

事務局                いわゆる処理業の許可は要りませんが、破碎をする施設を作る場合は要ります。

田辺委員            要りますか。

事務局                要ります。

田辺委員            それじゃあ、その場所で、もし。

事務局                もちろん施設の大きさというのがありますけれども。施設の規模、規模とか種類によっては許可の要らないものと要るものがありますけれども。

田辺委員            その辺のところ、例えば小さなところだったら周辺のところですごい煙を巻き上げてるとか、地元の人たちが大変困ったというのがあったとしても、それについての説明とか許可っていうのはまったく無しですか。

事務局                やっている行為の施設が、例えば規模の小さいものであったりして、処理業の業じゃなくて自社処分、自分のごみを処理している場合については、それは廃棄物処理法上はできませんけれど、粉塵を吹き散らすとか、それはまた別の問題だとは思いますが、騒音を撒き散らしているとか。

田辺委員            その場合は許可というか、取り締まりはどこでやられるんですか。

事務局                騒音というのは、市町村の権限になってますので、地元市町村で。

田辺委員            業者がどんどん大きくなった場合には、やっぱり許可がきちんと要りますよね。

事務局                どれだけ業者が大きくなろうと、自分で自分のごみを処理しているうちは業の許可は要りません。

田辺委員            許可は要らないんですか。

事務局 要りません。どれだけ規模が大きくなろうと、そのごみが、それが今、一番不法投棄で問題になっている。特に解体関係、多分今、田辺委員が言われているのは解体関係だと思いますけど、私が自分の家を壊してほしいと、古いのを。新しい家を作るから壊してほしいと言って、私が自分の家を壊してもらった場合でも、現在の法律は私のごみじゃなくて、それは解体した業者のごみですので、業者の自分のごみなわけです。

田辺委員 業者が持っていった業の許可でですよ。

事務局 ですから、業者のごみということは業者が自分で処理するわけですから、今の法律では業の許可は要りません。それがどれだけ手広く解体業をやっていると、業の許可は要りません。

田辺委員 許可は要らない。でもそれによって、住民が困っている問題があります。

事務局 それはまったく別の話で、法律上は自分で自分のごみを処理するっていうのは廃棄物処理法上の許可は要りません。

田辺委員 そうですか。それはまた考えていただきたいと思います。

委員長 皆さん、意見をもっと述べたいということもあったかと思われるんですが、時間の配分もありますので、先ほど申しましたように、この二項目は次回また、時間を割いて継続したいと思います。  
本来ならば休みを10分くらい取ろうかとも思ったんだけど、取らなくていいですね、続けてしまいませんか。いいですね。最初予定していたんですが、このまま続けた方がいいという気がしますので。  
それでは次の項目ですね、「産業廃棄物の適正処理の確保」と「現行規制の強化、緩和」について事務局から説明をお願いします。

事務局 <議事関係資料 資料3-1、資料3-2、資料4の説明>

委員長 ありがとうございます。  
このアンケートのまとめで面白い結果が出ていると思いますが、どうでしょうかご意見。  
特に、17ページで排出業者が委託先の処理能力あるいは適正処理確認の頻度ということについて、きっちり行っているかどうかというアンケートで、「行っていない」というところが20%、「たまに行っている」というところが48%で、7割近いところがきちっとやっていないという結果が出ているんですね。それに対応してまた最後の方のアンケートの中で、しっかりと排出業者がルールを守っているかどうかというところで、それが問題だという数字とリンクしているところが出ている気が

しているのですが。どうでしょうか。

堀委員

ちょっと質問なのですが、一般の方というのは大体300人くらいですね。資料の1-2でも同じくらいですから、リンクしていると思いますが、この一般の方というのはどういう方でしょうか。前に説明があったかと思いますが、すみませんがもう一度お願いします。

事務局

内訳を申しあげますと、岐阜県で委嘱をしております廃棄物適正処理監視モニターという方がいらっしゃいます。これが80名いらっしゃいまして全員にアンケートを行いました。それから廃棄物対策課の方で処理施設の周辺の住民の方にふるさと環境保全委員会委員というのを委嘱しております、これが355人いらっしゃいます。その他に各委員からご紹介のあった市民団体の方、この委員会の傍聴者の方、それからインターネットを見て回答いただいたその他の方など、トータルで569名に発出をしております。答えがありましたのが349名ということでございます。

堀委員

その方々の産業廃棄物の処理に関する知識については、技術的なものも含めよく分からないので何とも言えませんが、私達ある程度タッチしている者の考えでは、かなり厳しい技術基準になっていると思っています。廃棄物処理場に対しては、排水や覆土の問題など細かく規定されていて、僕はかなり厳しいという見方をしています。これだけ厳しいことをキチンとやっていけば、なかなか利益も出にくいのではないかと、いうくらいに思ったりもしているのですが、あまり知らないと設問が「より厳しくすべき」か「現状のままでよい」、「緩くすべき」かとしたら、やはり誰でも「厳しくすべき」になってしまうのではないのでしょうか。こうして見ていると、一般の方は常に規制強化のほうに半分以上から7割方行っていると思うので、その点がある程度割り引かなければ、正しい評価が出来ないのではないかな、と思います。

委員長

守富先生、その辺はどうですか。

副委員長

今のご意見、私も同感でして、前の産廃処理業の方との意見交換会の中でも基本的には来ていただいた方々、適正にやっておられるところは非常に厳しくきちんとやっているとの意見がほとんどだと思います。ですけど住民の方からしてみると、風評、あるいはマスコミ等で産廃等の不法投棄が行われているということで、どうしても規制を強化すべきとの方向に気持ちが走っていると思うんです。議論を戻して申し訳ないんですけど、住民同意のところも全部含めて考えていきますと、いわゆる業界の方は、事前協議よりもまず説明会の段階から同意をとるということは重要であり、それはきちっとやり、それをやらなければその後いくら許可が出たところでその後の運営がうまくいかなくなると認識して

いる。説明会は重要ですし、その後もきちっとやるのが重要。そうしたことは適正にやっているところはみなやっていると思うんです。それが説明会の段階から、先ほど行司が必要だと堀委員がおっしゃいましたが、その構造が対決姿勢にしてしまっていることが問題です。そういう構造を作っていることに加え、マスコミ関係が産廃に対して悪いところばかり不適正に行われているところを取り上げてしまっているという問題があると思います。一般住民の側はどうしてもマスコミに気持ちが流されますし、現場でモニタリングして住んでいる人たちも、適正処理されているところをどこまで見ているのかはわかりませんが、どちらかといえば規制強化に動いていると思います。

今回の規制の議論を一言でまとめると、説明会の段階から、先ほど小林委員も言われたように、公共がきちんとしたガイドラインを作って、こういう施設設置の手続きはこうなっているときちんと説明する。また公共は行司を斡旋し、審判をするんだという姿勢を示すことが、まず一点必要なのだと思います。もう一つ重要なことは、今ここに来ている事務局は産廃関係の事務局だと思うんですけど、ではなくて、地球環境問題もそうですけど、産廃は必要であるという広報係の方が、小林委員が言っておられたように、ガイドラインをきちんと策定して、産廃をやらなくちゃいけない、3Rをきちんとやらなくちゃいけないという部署がパンフレットを持って、そこが決めたアドバイザー、それは振興局でもどこでも良いんですけど、あるいは民間、堀委員、あるいは私、あるいは堀内先生、県が任命したアドバイザーがきちんと説明会の段階でそこに入って行司を仕切って、それはやれとかどっちに立つという側ではなくて、産廃はやらなくちゃいけないんだよと広報する。もし住民側でこういう質問があったら設置者の方からどうなってますかという説明をちゃんとして下さいと交通整理する。あるいはそこに第三者的に県の方が入っているあるいは自治体の方が入っているのであればそこに話しをしてもらう。いわゆるリスクミの構造ですけど、そういうのは通常リスクミをやるときは出来上がったもの、今運営されているものについてリスクミを行いますけど、それを説明会の段階でリスクミに近いようなやり方できちんと行司を置いて、アドバイザーを置いて説明をしていくことがまず必要じゃないのかと思います。ですから、その辺のところは是非県もその方向に進んでいただきたいというふうに思います。

兼松委員

時間がないので端的に言わせていただきます。今、守富先生が仰った行司というのは公共が入るべきではない。それが私の結論です。後でまた理由は言いたいと思います。

もう一つは、先ほどから住民は厳しくしろ厳しくしろというふうに言う、それは確かにそういう面があると思います。一つは厳しくということを求めるのは県への期待であると思います。もう一つは、過去にそういうことを言わなければならないほど辛い思いをした人たちが居ることです。それが簡単に5年、10年ではその記憶を消せない。けれ

ども、業界の方々はこういうふうに変ったんだよって言われます。そういう面は十分に認めます。けれどもそれはここに来ている人達にしか伝わらない面が多くて、どうやって伝えていくかということが必要なのだと思います。そうでないと、県民になかなか伝わらない。それがその広報マンであるのかもしれませんが、守富先生が仰ったような。以上です。

副委員長

一言だけ、あの行司は県がやると言った訳ではなくて、それ以外の第三者が入ると言うことです。

兼松委員

そう、県がという訳ではなくて、私は業者の方とか業者の代理の方とか、住民が求めた住民が推薦した補佐人であることが良いと思います。

副委員長

いわゆるアドバイザーができる、あるいは全体の仕切りができる方を、そういう人もある意味では育てていかなければいけないと。

兼松委員

それはリスクコミュニケーションに対する考え方の違いだと思います。いくら技術や知識があっても、今の科学技術での範囲でしかないのも、ここは高レベル廃棄物処分場の話をする場所ではないので言いませんけれども、高レベル放射性廃棄物のリスクを散々やられた者として、やはり住民側から推薦する補佐人とか信頼できる人、そういう者が必要であって、それが第三者機関になるのかどうかは考えたら良いと思います。でもそれが必要だと思います。

委員長

かなり煮詰まった意見が出てきたと思うんですね。この辺の意見で今回は置いておきまして、次回に時間を割いて出てきた話をそこで論議したいと言うことで、一応この議題1を終わりたいと思います。継続審議と言うことで。毎回必要なことは議題として良いと思っていますので、最終的にきちっとまとめれば。主体的に今回は規制を中心にやりました。次回も不足のところは最初のところで少しやりたいと思います。

それでは、議題の2つめですが「岐阜県廃棄物処理計画について」。資料5ですが事務局から説明をお願いします。

事務局

<議事関係資料 資料5の説明>

委員長

環境審議会の廃棄物部会の方で報告する内容と言うのが、この委員会の話の内容を基本として提出されるという事になっていますので、今の現状の段階のところまでそれを報告に載せると。あと最終的にはその後改訂と言うことで、最終的に追加するという方向で行きたいということです。

ひとつ気になるところがあるんですが良いですか。文章的に31ページのところ、第5章のところの2つめのパラグラフで、「しかし平成1

7年度に実施した政策総点検の結果を受け、平成18年度に云々」と書いてありますが、「・・・受け、何々のため、・・・」と理由を書いた方が良くないですか。

事務局 わかりました。理由を追加させていただきます。

森朴委員 28ページの別添1の処理計画についての平成14年10月の減量化目標は10年間の目標ということですね。

事務局 はいそうです。

森朴委員 これは一廃、産廃の半減、最終処分量の半減と言うことですが、この際ですので、もしご検討いただければ、いずれも不法投棄・不適正処理事案の半減というのを次の中間目標等で入れていただけないものかなと、一度ご検討を。

事務局 この廃棄物処理計画は法定計画というので、国の方から記載すべき内容を示されておりまして、国の方から減量化目標と言うことで一般廃棄物について10年間で減量目標を立てろということでありまして、今のご提案につきましては検討させていただきたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

堀委員 私はこの程度の内容ならば全然問題ないんじゃないかなと思います。

委員長 ほかの方どうでしょうか。こういう事を基本として出していただくと。あの、改訂というのはこの先この委員会でまとめたことが新たに追加されるということです。よろしいでしょうか。それでは議題2は了解いただいたということにしたいと思います。

それでは4番目の「傍聴人等からの意見について」と言うことですが、参考資料に意見をいただいています。皆さん資料を持っておられると思いますが、この方は郡上市で建設業を営む方で環境保全協会のメンバーでもあって、この方がキャンプ場を管理型の最終処分場にする計画を立てた時の話を少ししておられまして、なかなか住民とのあるいは同意の話など、お互いに透明、信頼関係のあるような形でやらなくちゃいけないということを言っておられると思うんですね。最後に「官は産廃業の監視と育成に努め、民は己の権利ばかり主張せず、業は己を厳しく律して三位一体となって産業廃棄物処理業が一人前の立派な産業となることを願い、貴委員会の議論が県政に寄与されんことを祈念申し上げ結びとします」と言う貴重な意見をいただきました。また皆さんこれを頭に入れながら、今後の参考にしていただきたいと思います。

委員長

傍聴人の方でどなたかご意見ございますか。今日話した項目の中で、おられましたら挙手していただいて。はいどうぞ。

傍聴人

すみません、少し意見を述べさせていただきます。早川と申します。

この委員会は9名の方の委員の方で成り立っていますが、3名の方がいらっしゃいません。と言うことは3分の1いらっしゃらないのですよね、ちょっと困ったなというふうに、もうちょっときっちりした議論をしていただきたいなと思います。中間報告では一から出直すと言うことになっていますので、その辺を是非お願いします。

それとですね、私は住民ですが、住民が排出業者、処分業者、そういう方たちに厳しくすると言うその理由を申し上げます。現在中間処分業者が近くにあるわけですが、ところが言っても言っても分かっていただけないという現状が沢山あるわけです。これはもう厳しくならざるを得ない、いろんな業者の方たちがいらっしゃいますが、やはり聞き届けていただけないことが多々あるわけです。住民と言うのは己の権利を主張するばかりだと言います。でも住むことに対してこれは生活権、環境権ですので、皆さん同じだと思うんですよね。生活をする上で権利を主張することは当然じゃないですか、皆さんだって生活している訳でしょ。だとしたらその権利を主張することは当たり前のことだと思うんです。でその権利を主張した上で、じゃどうしようかと言うことが議論として成り立つのではないのでしょうか。と言うことで、住民としてもっともっと厳しくしていただきたいと言うことを要望いたします。以上です。

委員長

委員の名誉にかけて一つ説明しておきます。小林委員は途中で抜けられましたが、同委員の意見は意見書を置いて出しておられますので、今の意見は参考とさせていただきますと思います。あとその他の市長会と町村会のお二人には、事務局からまた連絡していただくということでもよろしくをお願いします。

今日は時間を少し過ぎましたが、4時を回りましたのでこれで会を閉じたいと思います。どうも有り難うございました。

司会

長時間に渡りご議論いただきまして有り難うございました。

本日の議事録につきましては、近日中に委員の皆様いつものとおり確認させていただきますのでよろしくお願いいいたします。また、本日お配りしました資料は沢山配らせていただいておりますので、内容等についてご不明な点がございましたら、事務局の方までお問い合わせいただきたいというふうに思っております。

これにて、本日の委員会を終了させていただきます。有り難うございました。

**岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会**  
**第7回委員会出席者名簿**

**委員**

【出席委員】

堀内孝次（岐阜大学応用生物科学部教授）  
守富 寛（岐阜大学大学院工学研究科教授）  
小林由紀子（環境カウンセラー、環境市民ネットワークぎふ）  
田辺桜子（NPO法人ごみGネット）  
兼松秀代（放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜代表）  
加藤光貞（元岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長）  
堀 義博（社団法人岐阜県建設業協会環境委員会委員）  
後藤利夫（社団法人岐阜県産業環境保全協会副理事長）  
森朴繁樹（岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長）

【欠席委員】

森 真（岐阜県市長会会長）  
稲葉貞二（岐阜県町村会会長）

出席者数： 9名

欠席者数： 2名

**事務局**

高田幸三（岐阜県環境生活部長）  
古田常道（岐阜県環境生活部次長）  
正木秀明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課長）  
奥村政文（岐阜県環境生活部不法投棄監視課長）  
永田幸範（岐阜県環境生活部不法投棄監視課・廃棄物対策課総括管理監）  
市原 裕（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）  
新谷哲也（岐阜県環境生活部廃棄物対策課課長補佐）  
大坪敬明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）  
細井紀也（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）  
ほか事務局担当者

平成 19 年 8 月 27 日の議題に関する意見

議題 1 産業廃棄物処理における規制について

・産業廃棄物処理施設の設置許可等における手続きの透明性確保

住民の同意は、建設の計画があった時点から説明が必要と考える。申請時ではなく、施設のための土地の取得をしていく時点で、ある程度の情報公開と、住民の施設への理解のための勉強会をしていく必要がある。この時点で反対、賛成を問うのではなく、理解を深めるコミュニケーションが必要ではないか。そのためにはどのような情報公開が必要かなど、市民や施設の計画のある住民と開示に必要な項目を検討したい。

・産業廃棄物処理施設の設置等における住民同意

廃棄物処理施設の建設計画があった時点で、不安をあおらないよう、どの場所に計画があるという情報が必要である。岐阜県内に施設を持つ業者の方の周辺住民との付き合い方の中から、「お互いの信頼」という言葉が特に耳に響いた。まず相手の意見に耳を傾けるベース作りが必要で、だれがその設定をするのかで話し合いの場が変化する。地域と当事者同士が率直に話を聞き、話し合う前に、当事者ではないほかの地域の活動家が当事者間の話し合いの場を壊してしまうことである。地域の関係者の中には「良かれ」と思って他の地域の活動家を話し合いに迎え入れるのだと思うが、最初は当事者の間で、きちんと情報を交換する必要性を感じた。私が市民活動をしていて気になるのは、施設の建設を阻止するための予防的な情報を、いろいろ入れてしまうことだ。構えてしまえば、情報の取捨選択ができない。一度の話し合いで全てが決まるわけではない、事業者だけで決まるわけではない。説明会の開催は、現行のように、事業者ではなく、住民と行政が立ち上げる必要があると思う。率直に計画について聞く、約束をするのではなく、ただ計画の概要を聞く、疑念なしに聞く場の設定を望みたい。また地域の関係者自身が施設について冷静に客観的に受け止められる知識が必要だと思う。住民は自分にことが降りかかってから、それについて考え、学ぶのだから時間が必要である。そして、地域の決定は地域でなされることが重要で、知見者への意見を求める場合でも、地域としていろいろと説明を聞いてからでも遅くはない。当事者の決め方は、住民からのヒアリングでもさまざまな意見があるが、それは作る施設の規模や種類、地域へかかる影響度などを考慮して、当事者の範囲を行政がはっきりさせることも検討が必要である。

・産業廃棄物の適正処理の確保

持続可能な社会のために、地球の自然保全のために廃棄物を考えることがまず根底になければならない。廃棄物の発生抑制、リサイクルを考えればもっと廃棄物自体が減る。さらにゴミは私達の生活からだけではなく、私達に供給される製品を作る過程でも排出される。それは会社や事業者だけの責任ではなく、市民住民もいっしょに考えなければならない。環境問題は、いまやCSR（企業の社会的責任）で考えるのではなく市民を含めたSR（社会的責任）考える時代だということも世界的な趨勢だと思う。悪質な業者は、すぐに警察に対して協力を求めること、また、監視カメラ等などかなりの効果を発揮するので、今以上に住民の協力を得て、積極的に使ったらよいのではないかと。環境省にも貸し出しのカメラがあることも聞いている。悪質な業者は県を越えてやってくる。カメラで業者を特定し、全国的に警察の組織で摘発することが最も効果があると思う。また、排出業者の廃棄物処理に対する意識が「安い」から「安全」に変わっていけば、かなり情勢が変化する。現行規制の強化、緩和にもつながるが、安いから出した排出業者への規制も考える。排出業者のマニフェストの不確認についての義務化など、規制強化を考えてもいい。

中小の工場などで排出者の意識、知識が今の廃棄物処理法に追いついていない。また、上記のように「安い」ことに重点を置けば、適正業者ではないところに廃棄物を任せてしまう傾向にある。中小の排出者に対する啓発、また、カウンセリングを強化する必要性を感じた。排出者に対する問題点を業種ごとに集約して、排出者責任の啓発および、適正処理に対するカウンセリングの部分を、県が受け持つことはできないだろうか。そのような提案をしたい。

・現行規制の強化、緩和

もう少しワーキンググループで業者の方の話を聞きたかった。規制を強化する代わりに適正業者の認定と

いう話は検討する必要があるのではないか。先日の会議では、規制を守っている人だけが残っているということと、全てに対して意識と知識が高い。その中で、最終処分の料金については、他県のほうがかなり安く出しやすいと聞いた。岐阜県の産業廃棄物は最終処分で他県に運ばれることが多いらしい。また、岐阜県には安定型の処分場がないとも知った。ただ、これから排出者責任の中に、省エネ法での運搬に関する二酸化炭素の排出量が規制に入ってくると聞いているので、経済的に云々だけでなく、県内処分地についても考える必要がある。中小の排出者としては、処理施設、またはリサイクルの基地として分別場所がほしいので、公的な施設の整備に考慮してほしいと聞いている。地球の温暖化を考えるとそのあたりにも踏みこむ必要性も感じた。

リサイクルの基地については圏域ごと、あるいは工業団地の中などに県が土地を借りて貸与することも考えられる。リサイクル施設へ持っていくにもロットがまとまらないとできない。ロットさえまとまればプラスチックなどの化石燃料由来のものは、これから廃棄物ではなく有価物に変わる。今までのように抱き合わせの処理ではなく、有価物、廃棄物を分けて排出する中間施設の建設も考慮したい。業種ごとにリサイクル施設の管理、運営を有価物の売却金を当てていくなら、組合などの応援体制も強化できるのではないかと思う。

平成 19 年 8 月 27 日

委員 小林由紀子